

福井市環境推進会議設置要綱

(目的及び設置)

第1条 福井市環境基本計画（以下「基本計画」という。）を推進し、福井市の潤いのある豊かな自然を守り育て、次の世代に引き継ぐとともに、地球規模の環境問題にも対応するなど、これまでの保全にとどまらず、より良い環境の創造に向けた取組を進めるため、福井市環境基本条例（平成11年福井市条例第3号）第27条の規定に基づき、福井市環境推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議の所掌事務は、次に掲げるものとする。

- (1) 市民・市民組織・事業者・行政の協働による、より良い環境の創造に向けた取組の推進
- (2) 会員相互の連携協働と福井市等行政機関との連携
- (3) 会員への情報提供や講習会、研修会及び見学会の開催
- (4) 基本計画の推進に関する環境ネットワークの構築
- (5) その他、推進会議の目的を達成するために必要な活動

(組織)

第3条 推進会議は、推進会議の目的に賛同する事業者、団体及び個人（以下「会員」という。）をもって組織する。

(入会)

第4条 会員になろうとする者は、別に定める入会申込書を会長に提出しなければならない。

(会費)

第5条 推進会議の会費は、年額1口5,000円で、1口以上とする。
なお、年度途中の入会において、会費は月割しない。
2 個人及び国、地方公共団体、公的機関、学識経験者等で、会長が承認した者は会費を免除する。

(退会)

第6条 会員は退会しようとするときは、会長に届出なければならない。

(役員)

第7条 推進会議に次の役員を置く。

会長 1名

副会長	若干名
理事	25名以内
監事	2名

(役員の仕事)

第8条 会長は、推進会議を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 3 理事は、理事会を構成し、会務の執行を決定する。
- 4 監事は、会計の執行状況を監査する。

(役員の仕事)

第9条 役員の仕事は2年とし、再任は妨げない。

- 2 役員に欠員が生じ、理事会が補充の必要を認めた場合は、新たに選任する。この場合、新任した役員の仕事は残任期間とする。
- 3 役員は、辞任した場合または任期满了した場合においては、後任者が就任するまでは、その職務を行う。

(会議)

第10条 推進会議の会議は総会及び理事会とし、総会は通常総会及び臨時総会とする。

- 2 通常総会は年1回とし、必要に応じて臨時総会を開催することができる。
- 3 理事会は、随時これを開催する。

(構成及び機能)

第11条 総会は会員をもって構成し、会長が招集し、議長となって次の事項を議決する。

- (1) 事業計画および収支予算
 - (2) 事業報告および収支決算
 - (3) その他推進会議の運営に関する重要事項
- 2 理事会は会長、副会長及び理事をもって構成し、会長が招集し、議長となって次の事項を議決する。
- (1) 総会の議決した事項の執行に関する事項
 - (2) 総会に付議すべき事項
 - (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事

(オブザーバー)

第12条 会長が必要と認めるときは、会員以外の者を会議に出席させ、意見を聞くことができる。

(議決)

第13条 総会及び理事会の議事は出席者の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(議事録)

第14条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成し、保管しなければならない。

- (1) 会議の日時、場所
- (2) 会員又は理事の現在数
- (3) 会議に出席した会員の数又は理事の名前
- (4) 議決事項
- (5) 議事の経過の概要及びその結果

(部会)

第15条 推進会議は、第2条に定める事業を円滑に遂行するため、部会を設置することができる。

2 部会に関する規程は、別に定める。

(会計)

第16条 推進会議の経費は、会費、寄付金、補助金等の収入をもって充てる。

2 会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(予算及び決算)

第17条 推進会議の収支予算は、総会の決議により定め、収支決算は、会計監事の監査を経て総会の承認を得なければならない。

(事務局)

第18条 推進会議の庶務及び会計事務を行うため、福井市市民生活部環境事務所環境政策課に事務局を置く。

2 事務局に事務局長を置き、福井市市民生活部環境事務所環境政策課長をもって充てる。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長がこれを定める。

附 則

この要綱は、平成23年5月6日から施行する。

この要綱は、平成25年5月13日から施行する。

この要綱は、平成31年2月1日から施行する。

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。